

# 企画競争説明書

業務名称：東ティモール国洪水被害インフラ緊急復旧計画準備調査

調達管理番号：21a01008

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年1月19日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2022年1月19日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：東ティモール国洪水被害インフラ緊急復旧計画準備調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年4月 ～ 2022年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

### 4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：竹内清佳 Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

資金協力業務部 実施監理第三課

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2022年1月28日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2022年2月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年2月14日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年10月13日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- (4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) 環境社会配慮調査（現地再委託経費）（5,000,000円の定額で計上してください）
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) US\$ 1 = 113.603 円
  - b) EUR 1 = 128.135 円
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 5) その他留意事項  
特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／河川計画・土砂管理
- b) 護岸計画／道路
- c) 上水道施設復旧計画

## 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約10.99人月

## (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

## 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年3月1日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先



次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.3 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 1.4 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：洪水対策または復旧復興支援にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／河川計画・土砂管理

➤ 護岸計画／道路

➤ 上水道施設復旧計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／河川計画・土砂管理】

- a) 類似業務経験の分野：洪水対策、河川計画・土砂管理または復旧復興支援にかかる各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：東ティモール国及び全途上国
  - c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：護岸計画／道路】
- a) 類似業務経験の分野：河川の護岸及び道路計画／設計にかかる各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：東ティモール国及び全途上国
  - c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：上水道施設復旧計画】
- a) 類似業務経験の分野：上水道施設の計画／設計にかかる各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：東ティモール国及び全途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(30)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(60)</b>	
	<b>(30)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／河川計画・土砂管理</u>	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(12)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>護岸計画／道路</u>	<b>(15)</b>	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>上水道施設復旧計画</u>	<b>(15)</b>	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「東ティモール国洪水被害インフラ緊急復旧計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

2021年4月4日未明より、東ティモール全土での集中的かつ断続的な豪雨により、首都ディリでは、道路・橋梁、河川護岸、給水施設を含む基盤インフラに大きな被害が生じた。地方部では、洪水による農業インフラの被害が報告されているが、特に当国の主食であるコメの主要産地であるマナツト県、ボボナロ県等においては、灌漑施設が被害を受けており、灌漑用水の供給と安定的な米の生産が困難となっている。また、土砂崩れ・地滑りにより地方と都市間の移動が困難となり、被災状況の把握に支障が生じた。当国政府によると、全国の死者は48名、被災世帯は3万世帯を超え、被災農地は2,600ha以上となった。加えて、首都ディリでは一時的に1.4万人が避難民となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にも拍車をかけた。

公共事業省（Ministry of Public Works、以下「MPW」という。）を中心に当国政府各省は、災害後の現地調査等により復旧・復興に係るニーズ調査を行い、MPWは245百万米ドル相当の費用が必要と発表している。当国ルアク首相は、我が国の防災知見を活かした協力を期待し日本政府に対して具体的な支援を要請した。また、MPW大臣からは日本政府に対し、洪水及び土砂災害からの復旧に係る協力依頼書簡（2021年4月30日付）が提出された。

係る状況下、洪水被害インフラ緊急復旧計画（以下「本事業」という。）は、緊急性の高い施設を対象として速やかに復旧工事を支援し、また、中長期的なBBB（Build Back Better）実現のため、実施中のJICAの各種技術協力とも必要な連携を行うものである。

### 第3条 事業の概要

#### （1）調査の全体像・目的

本業務では、2021年8月から2022年8月まで実施予定の「東ティモール国ディリ洪水対策情報収集・確認調査」（以下「基礎調査」という。）にて分析・評価を行う洪水メカニズム及び重要インフラ被害発生メカニズムを踏まえて検討した無償資金協力の協力内容案を基に協力対象施設を検討・決定する。その後、通常の協力準備調査のとおり、対象施設の設計、施工・調達計画の策定、事業費の積算、先方負担事項の確認・協議、運営・維持管理計画の策定、事業評価のための情報整理等を行う。加えて、決定した協力内容に基づき、必要となる環境社会配慮に係る検討・対応及びジェンダー主流化ニーズの確認を行う。



## (2) 対象地域 (サイト)

ディリ県、マナツト県及びバウカウ県ブルト灌漑地区及びボボナロ県マリアナ I 灌漑地区

## (3) 実施機関・関係機関

財務省、公共事業省、東ティモール水道公社、農業水産省

本事業は包括方式を採用しており、協力内容の決定等、重要事項を関係機関で協議・決定するコミッティーを形成する予定。

## 第4条 業務の目的

本業務は、本事業において協力対象とする施設について、工事内容、設計、概算事業費、施工計画、事業実施体制、そして運営・維持管理体制、ジェンダー主流化及び環境・社会面の配慮等を検討することを目的として実施するものである。

## 第5条 業務の範囲

本業務は、東ティモール国で実施する「洪水被害インフラ緊急復旧計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するもの。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。受注者は、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載する。なお、本特記仕様書案に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

### (2) 現地調査の実施方法

本業務においては、以下の通り計2回(①現地調査(OD)、②概略設計協議(DOD))の現地渡航を想定している。なお、それぞれの現地渡航に際しては、JICA東ティモール事務所またはJICA本部から直営の調査団員が参加する予定である。

【現地調査(OD)】最適な事業内容を検討するために必要な事業の背景・内容の確認、調達、免税情報等の調査。設計、事業費の積算、準備調査報告書(案)の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うために実施する。

【概略設計協議(DOD)】：現地調査(OD)及び現地調査後の国内作業(設計・積算審査含む)等をもとに、設計(案)を相手国政府関係者に説明・協議するために実施する。

### (3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席して発注者が開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

#### （４）基礎調査及び関連する調査で収集した情報の活用

本事業で実施する内容の検討にあたっては、上記の基礎調査と並行して「東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（施設応急対策）（第1期）」によりブルト灌漑及びマリアナ灌漑におけるサイクロン被害調査を実施した（以下「ブルト灌漑調査」という）。同様に、ベモス給水施設を対象にした「東ティモール国ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画現状調査（導水／取水施設計画）」（以下「ベモス給水調査」という）、コモロ川上流新橋及び河川護岸を対象にした「東ティモール国コモロ川上流新橋建設計画事後現状調査」（以下「コモロ河川護岸調査」）を実施している。

基礎調査ではこれらの調査結果をもとに、コモロ川流域における洪水メカニズム及び重要インフラ被害発生メカニズム（洪水による被害か、土砂による被害かの評価を含む）の分析、協力対象候補地における施設の現状確認及び必要となる復旧工事の概要を検討しており、本業務の冒頭において、これらの調査結果を精査の上、本業務にて活用する。

また、コモロ川流域での設計時に考慮する河川水量及び計画水位、実績を考慮した土砂動態に関しては、基礎調査において実施した洪水解析結果及び土砂動態を基に検討・設定する。

#### （５）他援助機関の支援状況の確認

2021年4月の洪水発生後、他援助機関も被害を受けた各種インフラの復旧支援を計画している。本業務においては、それらの他援助機関の支援予定を確認し、本事業の対象施設がそれらの支援予定と重複が無いように留意の上、効果的な連携の可能性を検討する。

特に、ベモスの上水道施設に関しては、オーストラリアが緊急的な復旧支援を実施予定であり、同支援の内容、設計条件、工事進捗に留意して本事業の計画を策定する必要がある。

#### （６）包括方式における留意事項

本事業は包括方式による無償資金協力が採用されており、協力準備調査（本業務）の実施に先立ち本邦政府内で供与される資金の上限額が決定されている。また、本事業の交換公文（以下「E/N」という。）及び贈与契約書（以下「G/A」という。）についても、本業務の開始に先立って締結される予定である。

本事業は、洪水・土砂により被害を受けた各施設を復旧・強化することを目的としており、今後発生する豪雨や洪水への耐久性も勘案し、基礎調査で選定した全ての施設を対象とすることが望ましいものの、上記のとおり上限額もあることから、対象施設の検討の結果、上限額を上回る場合には、優先度の高い施設に絞り込むことが必要となる。本業務においては、対象施設の検討過程で上限額を上回る可能性が生じた場合、速やかに発注者に報告するとともに、発注者と優先度等の協議を行う。

また、包括方式においては、G/A締結時点で対象とする施設が決定していないことから、G/A締結後に相手国側関係機関と改めて合意文書を締結する必要がある。本業務においては、本事業の対象施設決定後、発注者と東ティモール側関係機関の間で速やかに合意文書が締結できるよう、合意文書（案）の作成に協力する。

#### （７）受注業者の国籍の検討

本事業は上記のとおり包括方式を採用しており、通常の本邦企業の受注を想定した

施設・機材等調達方式に加えて、現地企業が元請けとなり受注することを想定した調達代理方式<sup>1</sup>により実施する可能性もある。

本業務では、調査開始後すみやかに対象施設を決定し、かつ、概算事業費や施工の難易度、本邦企業の関心等を勘案の上、実施の方式についても検討・決定する。

#### (8) 本事業の対象スコープ決定及び設計における留意事項

本業務においては、上記のとおり、ブルト灌漑調査、ベモス給水調査、コモロ河川護岸調査を踏まえた基礎調査で施設被害の発生要因を把握し、同要因を加味し検討した協力内容(案)を基に対象とするスコープを決定の上、設計を実施する。それぞれ以下の点に留意してスコープの決定及び設計を実施する。

##### 1) コモロ川護岸復旧等工事

基礎調査による中間検討を踏まえ、2021年12月の段階において、洪水・土砂により護岸道路が崩壊した2地点(コモロ川河口から3.8km上流地点の右岸側約110m、及び4.1km上流地点の右岸側約120m)の復旧及び擁壁の建設等を本事業の対象と想定している。ただし、対象とする護岸等については、基礎調査にて検討された流域全体の土砂対策を含む河川計画、周辺構造物が氾濫や護岸の安定性に与える影響も考慮の上、将来の河川改修を見据えたうえで選定するものとする。なお、設計に当たっては、単に元の施設に修復するだけでなく、必要に応じ護岸等に付随する工事も含め、将来洪水・土砂による施設被害が削減されるよう、必要な施設と設計の見直しも行う。

##### 2) ベモス給水施設

基礎調査では、2021年12月の段階において、ベモス取水堰の復旧・強化を本事業の対象と想定している。ベモス取水堰から敷設されている導水管に関しては、オーストラリアが支援を検討していることから、現時点では本事業の対象外と想定している。

また、ベモス取水堰に関しても、オーストラリアが緊急的な補修工事を行う予定であるが、本事業では、「ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画」の効果を確認の上、今後発生する洪水を想定し、耐久性が強化されるような設計を行う。

##### 3) ブルト/マリアナ灌漑施設

基礎調査では、2021年12月の段階において、ブルト灌漑施設の頭首工施設の一部である崩壊した護岸約30mの復旧・強化、及びマリアナ灌漑施設は頭首工の補修を本事業の対象と想定している。

設計に当たっては、単に元の施設に修復するだけでなく、将来の洪水を想定し施設被害が軽減されるよう必要な設計の見直しも行う。

#### (9) 自然条件調査の実施方針

設計に際しては、測量及び自然条件調査が必要となるが、現在実施中の基礎調査にて上記(8)1)～3)の施設における土質調査及び測量を計画しており、2022年3月に完了する予定である。

本業務においては、原則としてこれらの自然条件調査結果を用いて設計を行う方針とするが、これらの調査結果を確認した結果、不足等がある場合には、速やかに追加

---

<sup>1</sup> 相手国政府が調達代理機関と契約を締結して、さらに調達代理機関が相手国政府の代理としてコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達などを行う形態の無償資金協力

的な自然条件調査の必要性につき発注者に報告・相談する。なお、追加的な調査を実施する場合には契約変更にて対応する。

#### (10) 設計の精度

本業務では、対象とする施設の設計・積算を行うこととしているが、積算審査後、速やかに本体入札手続きに移行できるよう、詳細設計のレベル（入札に耐えられる精度・詳細度）の設計・積算を実施することとする。

#### (11) 環境社会配慮等

本事業は、G/A締結前にサブプロジェクトが特定されていないが、特定されたサブプロジェクトは環境への影響をもつことが想定されるため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA環境ガイドライン」という。）におけるカテゴリFIに分類されている。

本業務の冒頭にてスコープを決定後、各サブプロジェクトの環境社会配慮カテゴリを決定するが、カテゴリBに分類されたサブプロジェクトについては、JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会影響項目のスコーピング（用地取得の必要性確認を含む）、スコーピングの結果を踏まえた主要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策の検討を行う。

また、先方と協議の上、環境チェックリスト、モニタリング計画案の作成支援を行う。仮に住民移転が生じる場合若しくは用地取得が生じる場合は、JICA環境ガイドラインに基づき、①簡易住民移転計画案の作成支援を行う、②補償は可能な限り再取得価格に基づき事前に行う、③移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努める、という方針の下、JICA環境ガイドラインに基づき簡易住民移転計画案の作成支援を行う。

なお、本業務の想定従事人月は、カテゴリBを想定しているため、カテゴリCと分類された場合には、不要となった作業のための人月を削減し契約額を減額する。また、本契約にカテゴリBを想定した環境社会配慮調査に係る現地再委託が含まれる場合には、その後にカテゴリC分類となることがあれば必要に応じて再委託内容を見直し、契約額の減額を行う。

#### (12) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下「工事等安全管理ガイダンス」という。）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、東ティモールでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所から東ティモールでの安全対策にかかる情報収集を行い、東ティモール政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した東ティモールの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等により東ティモールの他案件の事例も踏まえたうえで、必要な安全対策を設計や事業費積算に反映する。必要に応じて東ティモール国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、東ティモール政府から入手（あ

るいは東ティモール政府に確認)が必要な情報についてJICA事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所に報告を行う。

#### (13) コスト縮減の検討

施工方法、本邦技術の活用等の工夫により工期短縮、効率性の向上、工費圧縮、調達先(スペアパーツの入手先も含む)、ライフサイクルコストの勘案等を検討する。

#### (14) 本体コンサルタント業務への円滑な移行

本事業は上記のとおり、包括方式を採用しており、コンポーネントの選定から詳細設計、入札、着工までの各段階を速やかに進める必要がある。

本業務においては、無償資金協力の準備調査として詳細設計のレベル(入札に耐えられる精度・詳細度)で設計及び事業費の積算を実施することとし、本体事業における実施設計では必用最小限のレビューを行い、速やかに入札手続きに入る工程を検討する。

### 第7条 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成

上記関連調査及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を東ティモール側関係者に説明し、内容を協議・確認する。

#### (3) 他援助機関の支援動向の確認

本事業に関連する他援助機関の支援予定・計画等を調査・確認し、以下(5)において、本事業の対象施設を検討する際、それらの支援予定と重複が無いよう留意する。

#### (4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関として想定される公共事業省、東ティモール水道公社、農業水産省等の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、維持管理を行うと想定される組織・部局を確認の上、必要な人的体制、技術力、財務力を具備しているか確認する。

#### (5) 本事業対象施設の決定

##### 1) 対象地域・施設の現状確認

基礎調査等各種関連調査において得られた現地の状況を確認の上、現地を再度訪れ、施設の現状確認等を行う。

##### 2) JICA及び東ティモール側関係機関との協議

基礎調査で検討した協力対象施設(案)を精査の上、必要に応じて更新・修正を行う。同協力対象施設(案)を基に、まずは発注者と協議し、設計方針、実施優先度等につき了承を得た後に、東ティモール側関係機関も含めて協議・決定する。

### 3) 合意文書による確認

決定された協力対象施設に基づき、発注者・東ティモール側関係機関間で締結する合意文書の作成に協力する。

### (6) 自然条件調査結果の確認

基礎調査にて実施された自然条件調査結果を確認し、決定された対象施設における設計に必要な情報が整っているか確認する。仮に調査内容に不足等がある場合には、速やかに追加的な自然条件調査の必要性につき発注者に報告・相談する。

### (7) 環境社会配慮

決定された協力対象施設に基づき、発注者が環境社会配慮カテゴリの決定に必要な情報を提供する。

その結果、分類されたカテゴリに応じて以下のような調査・対応を行う。

#### 【カテゴリBの場合】

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案（モニタリングフォーム案を含む）の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」を参照する。また、東ティモール側と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)の環境チェックリスト案を作成する。

#### 1) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ア ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、非自発的住民移転・用地取得等を含む経済社会状況等)の確認。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- イ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - b) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - c) 関係機関の役割
- ウ スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- エ 影響の予測
- オ 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない案」を含む)の比較検討
- カ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- キ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ク 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

2) JICA環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement

Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドラインと乖離がある場合はその解消策を提案する。

- ア 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)の必要性
- イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ 費用と財源
- サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、カギとなる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### 【カテゴリCに分類された場合】

環境や社会への望ましくない影響が最小限であるかほとんどないと考えられる根拠を、協力準備調査報告書に記載する。加えて、上記「カテゴリBに分類された場合」を想定して計上されている作業に必要な人月及び再委託経費を減額するための手続きを行う。

#### (8) ジェンダーの視点の確認

設計、施工、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。

女性のニーズに留意した施設や設備(例:街灯、歩道等の設計において、女性の安全性や利便性にかかる課題やニーズを確認のうえ、反映する)等、利用者の立場からの検討に加えて、施工段階においても、例えば施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備等、積極的に議論し、導入に努める。

(9) 関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、  
本事業の実施に関連する法令・基準・設計条件を確認する。  
施工計画・積算の必要精度を確保するため、東ティモール側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件を確認・整理する。

(10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）  
本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機械等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(11) 事業内容の計画策定  
上記調査結果及び発注者との協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」という。）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（対象施設の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、仕様に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 設計図（詳細設計のレベル（入札に耐えられる精度・詳細度））

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。また、想定している仮設構造物についても記載する。



(12) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去・移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

(13) 税金情報の収集整理

本事業の免税情報は、東ティモール国「プレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画準備調査」にて収集された情報を参照することが可能である。

本業務では、JICA東ティモール事務所から提供する上記情報を参照の上、追加で必要となる情報を収集の上、発注者に提供する。

(14) 事業の維持管理計画策定

本事業で建設する施設の維持管理計画・体制および人員確保の計画を確認するとともに、その妥当性を検討し、必要に応じて東ティモール国側に提言を行う。また、本計画施設の維持管理運営に必要となる費用、負担区分を検討・明示し関係者の合意を得る。

本計画施設の運営・維持管理に係る運営計画及び施設利用計画の策定等にあたっては、技術支援の必要性を確認するとともに、発注者が別途実施を計画している技術協力プロジェクトに盛り込むといった対応も考えられることから、必要に応じて発注者と協議・相談する。

(15) 事業及び協力対象事業の事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照し、積算総括表を作成の上で発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2019年10月）及び追補編（2020年11月）を参照する。また、現地もしくは第三国業者を元請けとして活用する場合の事業費積算にあたっては、「施設・機材調達方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）」（2021年4月）に基づき積算を行う。

2) 事業費にかかるコスト縮減の検討

事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

なお、本事業では、包括方式の採用により、本調査から詳細設計、入札、施工へ円滑に移行する必要があるところ、積算審査結果を受けて速やかにOD/DD比較に移ることができるよう、積算審査と並行して可能な限り詳細設計に必要な検討を行い、OD/DD比較資料の準備も進める。

(16) 事業実施にあたっての留意事項

本事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計や技術協力での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(18) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、i) コモロ川河川護岸道路の交通規制回数、ii) ベモス給水施設（導水施設）の対象箇所給水機能、ii) ブルト・マリアナ灌漑施設（取水施設）の稼働日数等を想定している。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照する。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

(19) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

(20) 準備調査報告書（案）の説明・協議

事業費を含む上記準備調査報告書（案）を東ティモール政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(21) 準備調査報告書等の作成

東ティモール政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

- 1) 事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) デジタル画像集
- 4) Project Monitoring Reportの初版

## 第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)～(9)を最終成果品とし、提出期限は2022年11月15日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ最終的に提出する部数であり、実施機関との協議や国内の会議等に必要な部数（ドラフト等）は別途用意する。また、以下でデータ形式を指定している報告書等以外は、製本版（簡易製本版）等のみならず、データ（Word、Excel、PDF及び画像ファイル）も発注者の事業実施担当部へ送付する。

- (1) 業務計画書 : 和文2部（契約締結日から10営業日以内）

- (2) インセプション・レポート : 和文2部 (契約締結から1.5カ月以内)  
: 英文2部 (契約締結から1.5カ月以内)
  - (3) 現地調査結果概要 : 和文2部 (第1回現地調査後3週間以内)
  - (4) 事業費 (無償) 積算内訳書 (案) : 和文2部 (2022年7月下旬頃)
  - (5) 準備調査報告書 (案) : 和文2部 (2022年9月中旬頃)  
: 英文2部 (2022年9月中旬頃)
  - (6) 準備調査報告書 : 和文 (製本) 9部、CD-R 2枚  
: 英文 (製本) 12部、CD-R 2枚  
: 和文 (先行公開版、簡易製本) 2部、CD-R2枚
- ※準備調査報告書のいずれもデータ (PDF) も併せて提出すること。
- (7) 事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文2部
  - (8) デジタル画像集 : CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)
  - (9) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : PDF

注1) (1)については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載する。

注2) (4)、(7)については「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009年3月)、「同補完編 (土木分野) (2019年10月)、同「機材編」(2019年10月)、同追補編 (2020年11月)」及び「施設・機材調達方式 (現地企業活用型) 無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル (改訂版)」(2021年4月)を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2020年11月改訂版)を参照する。

注3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査結果を公開するために事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公開版) を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020年1月)を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

事前準備：2022年4月中旬

第1回現地調査（OD）：2022年4月下旬～5月下旬

国内解析（設計・積算、積算審査）：2022年6月～9月

第2回現地調査（DOD）：2022年10月上旬

国内整理：2022年10月中旬～下旬

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

20.83人月（現地：7.33人月、国内13.50人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／河川計画・土砂管理（2号）
- ② 護岸計画／道路（3号）
- ③ 上水道施設復旧計画（3号）
- ④ 灌漑施設復旧計画
- ⑤ 環境社会配慮
- ⑥ 施工計画／積算

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 東ティモール国ディリ洪水対策情報収集・確認調査プログレスレポート
- 東ティモール国コモロ川上流新橋建設計画事後現状調査報告書
- 東ティモール国ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画現状調査（導水／取水施設計画）報告書
- 東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（施設応急対策）（第1期）サイクロン被害調査報告書

#### 2) 公開資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ホームページにて閲覧可能です。

- 東ティモール国コモロ川上流新橋建設計画準備調査報告書
- 東ティモール国ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画基本設計調査報告書
- 東ティモール国第二次ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画事業化調査報告書

- 東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画準備調査報告書
- 東ティモール民主共和国マリアナⅠ灌漑施設改修計画基本設計調査報告書
- 東ティモール民主共和国マリアナⅠ灌漑施設改修計画事業化調査報告書

#### (5) その他留意事項

##### 1) 無償資金協力の実施体制

本事業が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICAまたは調達代理機関は、本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2016年10月）の様式-2を準用した表を添付する。

##### 2) 安全管理

現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員が外務省「たびレジ」に登録し、JICAが実施している安全対策研修（Web版、<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）を受講するとともに、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

##### 3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上